

広報 かんだ

発行 苅田町

〒 800-0392 苅田町富久町 1-19-1

☎ 093・434・1111

https://www.town.kanda.lg.jp

編集 企画政策課 広報広聴担当

☎ 093・434・1921

お知らせ

令和2年度 秋の環境美化の日

日 11月15日(日)8時～

※雨天時は11月22日(日)に延期
体温測定やマスク着用など、
感染防止対策を行ってから
ご参加ください。

詳しい活動内容などは、広
報かんだ10月25日号(24ペー
ジ)をご覧ください。

問 環境保全課
☎ 093・434・1834

駅の駐輪場の マナーを守りましょう

苅田駅、小波瀬西工大前駅
の駐輪場利用者のマナーが
悪いとの苦情がよせられて
います。自転車やバイクは、
決められた場所に正しく停
めてください。マナーを守
らないと歩行者や施設利用
者の迷惑になります。また、
不要になったり乗らない自



転車等は、自己の責任にお
いて処分してください。
絶対に駐輪場に放置はしな
いでください。

問 施設建設課
☎ 093・434・1860

地産地消フェア2020 中止のお知らせ

例年12月に開催していまし
た「ふるさと苅田地産地消
フェア」は、今年は新型コ
ロナウイルス感染症拡大防
止のため中止します。

問 農政課
☎ 093・434・1893

福岡県最低賃金額改定の お知らせ

福岡県最低賃金が次のとお
り改定されます。

令和2年10月1日から

1時間842円(1円アップ)

最低賃金は、雇う上でも、
働く上でも、最低限のルー
ルです。使用者も、労働者も、

必ず確認しましょう。

最低賃金引上げには「業務改
善助成金」をご利用ください。

問 福岡労働局労働基準部
☎ 092・411・4578

令和3年4月入所をご希望の方へ

放課後児童クラブ入所のご案内



受付期間 12月7日(月)～12月23日(水)

対象となる児童 次の①②の要件を満たす児童

- ①町内在住の小学生(低学年を優先)
- ②就労している等の理由で、保護者が昼間家庭にいない児童

手続き 各放課後児童クラブにて直接申し込み手続きをして
ください(ただし、南原小学校は役場の子育て・健康課で申
し込み手続きをしてください)。

※申請者数が定員を超えた場合、児童の学年、保護者の勤務時間や
同居親族の状況等により入所の可否を決定させていただきますので、
あらかじめご了承ください。

申込・問合せ先：各放課後児童クラブ

苅田小学校	☎ 093・434・2601
馬場小学校	☎ 093・434・5288
南原小学校 (役場子育て・健康課)	☎ 093・588・1036
与原小学校 (みどり幼稚園)	☎ 0930・23・0333
白川・片島小学校 (白川保育園)	☎ 0930・23・1106

問い合わせ▶ 子育て・健康課 ☎093・588・1036

11月は労働保険適用促進強化期間です

労働者（パート・アルバイトを含む）を一人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入することが法律で義務付けられています。

まだ加入手続きがお済みでない事業主の方は、労働者が安心して働ける職場づくりと安定した事業経営を図るため、所轄の労働基準監督署・ハローワークで加入手続きを行ってください。

問 福岡労働局総務部
☎092・434・9686

無戸籍でお困りの方へ

戸籍に記載されていないため、各種の行政サービスが受けられないなどお困りの方は、法務局や役場住民課窓口、または福岡県弁護士会にご相談ください。

戸籍に記載されていない方を「ご存じの方も、ご相談ください。」のような手続きができるかを一緒に考えましょう（相談無料・秘密厳守）。

【相談窓口】

福岡法務局戸籍課
☎092・721・9334
（平日8時30分～17時15分）
福岡県弁護士会子どもの人権110番
☎092・752・1331

問 福岡法務局戸籍課
☎092・721・9334

募集

県営住宅入居者募集

▽募集住宅
県内に所在する県営住宅

（詳細については募集案内書をご覧ください）
▽募集案内書配布期間
11月27日～12月18日
▽申込受付期間
12月10日～12月18日
（申し込み手数料は不要）
▽募集案内書配布場所
県住宅供給公社県営住宅管理本部管理課、公社管理事務所（北九州）、公社管理事務所出張所（行橋）、県営住宅課各地区県民情報コーナー（京築、役場都市計画課

▽問合せ先
県住宅供給公社県営住宅管理本部管理課
☎092・781・8029

京都師範会看護高等専修学校入学試験のご案内

【一次募集】
【二次募集】
【三次募集】

放送大学2021年4月入学生募集

放送大学は、BS放送やインターネット等を利用して授業を行う、文部科学省・総務省所管の通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学

場 小波瀬コミュニティセンター
☎0930・23・1000

相談

行橋警察署からお知らせ

福岡県警察では、犯罪被害者の方の悩みを聞く専用ダイヤルを設置しています。ひとりで悩まずに、まずはお電話ください。

①「心のリリーフ・ライン」
犯罪の被害にあった方の心のケアを行う専用相談電話。
☎092・632・7830
②「#8103（ハートさん）」
性犯罪被害に関する専用相談電話。

平日9時～17時45分は福岡県警本部の女性臨床心理士や警察官が対応し、土日、祝日、夜間は福岡県警本部の当直員が対応します。
問 行橋警察署
☎0930・24・5110

ペットボトルキャップ回収実績の報告

みなさまからご提供いただいたペットボトルキャップは、福岡県内の(株)プラテクノマテリアルに引き渡し、再生プラスチック原料として再資源化されています。同社は、その売上から苅田町引き渡し分のペットボトルキャップ1キロ当たり10円をJCV（NPO 法人 世界の子どもにワクチンを日本委員会）に寄付しています。

今回	引渡日	個数	数量(kg)	CO ₂ 発生抑制量(kg)
	10月19日	228,760	532	1,676
累計	引渡回数	個数	数量(kg)	CO ₂ 発生抑制量(kg)
	46	10,316,340	24,156	76,091

寄付を通じてペットボトルキャップ2キロ（約860個）が1人分のポリオワクチンになります。みなさまのご協力ありがとうございました。エコキャップは、公共施設等に設置しているエコキャップ回収ボックスに入れるか、50個ぐらいを透明か半透明の袋に入れて燃やせるごみの日に燃やせるごみの集積場に出してください。みなさまのご協力よろしくお願いします。

問 環境保全課 ☎093・434・1834

JR 苅田駅の情報スペースを使ってみませんか？

JR 苅田駅のさらなる賑わいづくりのため、11月より駅2階にある情報スペースが、一般の方への貸出利用ができるようになりました。貸出条件などの詳細は、苅田町役場 HP をご覧ください。利用申し込み、問い合わせは苅田町観光協会までお願いします。



問い合わせ 苅田町観光協会 ☎093・434・5560

税を考える週間

～くらしを支える税～



期間 11月11日～11月17日

国税庁のホームページでは「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介！

税を考える週間 検索

https://www.nta.go.jp



国税庁

公民館

にほんごひろば KANDA2020

11月22日①は中止です。次回は12月20日①10時30分～12時の予定です。

問 中央公民館
☎093・436・0061

医療費通知を
ご存じですか？

国民健康保険等をはじめとする公的医療保険では、医療機関を受診した際、医療機関の窓口で医療費の一部（一部負担金）を支払うだけで医療を受けることができるので、医療費の総額が意識しにくい仕組みになっています。

そこで、苅田町では、医療費負担のしくみや健康について理解を深めていただくために、年6回（2か月毎に）「医療費通知」を各世帯にお届けし、みなさんの医療費をお知らせしています。「医療費通知」をご覧ください。受診状況をふり返り、健康な体づくりや病気の早期発見、早期治療を心がけてください。

※「医療費通知」の記載内容が医療機関発行の領収書等と異なる場合は左記までお問い合わせください。

問 住民課
☎093・434・1848

医療機関・薬局でもらった
領収書は大切に保管を

医療機関や薬局では、医療費の内容の分かる領収書を発行しています。

領収書は、皆さんが医療費を支払った大切な証拠書類であり、高額療養費の請求や確定申告において医療費控除を受ける際の添付資料として必要になります。大切に保管しておきましょう。

問 住民課
☎093・434・1848

医師・歯科医師・薬剤師
の皆様へ

2年に1度の届出のお願い
医師、歯科医師及び薬剤師の免許をお持ちの方は、就業の有無に関わらず、2年毎に氏名、住所やその他事項を届け出ることが義務付けられており、今年はその届出年です。

【届出票】 県内の保健所・保健福祉（環境）事務所窓口で配布しています。県ホームページからダウンロードもできます。

【届出先】 住所地を管轄す

乳幼児への感染予防のために

麻しんの 予防接種費用を助成します



◎実施期間◎ 令和元年11月1日から令和3年3月31日まで

◆児童福祉施設等で乳幼児と接する職員対象◆
※行橋市、苅田町、みやこ町に所在のある施設に限る

◎接種費用 2,400円 ◎接種ワクチン MRワクチン

子育て・健康課 ☎093・436・5115

る保健所・保健福祉（環境）事務所

申 令和3年1月15日（金）まで

問 福岡県保健医療介護総務課
☎092・643・3238

血糖けんこう
免疫力アップ

免疫力と血糖との関係性や、血糖にやさしく免疫力を高める生活に興味のある方、お待ちしております！

日（10時～11時30分）
【一般編】 11月26日（木）
12月10日（木）
【運動編】 12月3日（木）、12

月17日（木）

持 【一般編】 筆記用具（あれば）、ご自身の血糖値が分かるもの

【運動編】 飲み物、室内用の運動靴、タオル、筆記用具 ※動きやすい服装

※マスクの着用、参加前の健康チェック（体温測定等）をお願いします。

場 苅田町総合体育館
問 子育て・健康課
☎093・588・1235

※詳しい教室内容は、広報かんだ10月25日号（9ページ）をご覧ください。

11月10日～16日はアルコール関連問題啓発週間

あなたのお酒の飲み方はどうですか？ 当てはまるものはありますか？

いますぐ
チェック！

- お酒を飲む機会が多く、少しのつもりが大量に飲んでしまう
- 健康診断で肝機能の異常を指摘された
- お酒を飲んでいる時間が長く、以前に比べて飲む量が増えた
- お酒を飲んでた間の記憶がないことがある
- お酒を飲まないといライラすることがある

お酒の飲み方を見直すポイント

- ① 自分のペースで楽しく、ゆっくり飲む
- ② 1日に飲むお酒の量を、2ドリンク（純アルコール20mg）までにする
※女性や高齢者はもっと少なめに！
- ③ 週に2日はお酒を飲まない日とする
- ④ 食事をしながら飲む

—— 2ドリンクの目安 ——

- ・ビール（5度）…中ビン1本 500ml
- ・日本酒（15度）…1合 180ml
- ・焼酎（25度）…0.5合 90ml
- ・ウイスキー（40度）…ダブル 60ml
- ・ワイン（12度）…グラス2杯 240ml

上記にあてはまる場合、お酒の飲み方に問題があるかもしれません。不適切な飲酒は、アルコール健康障がいの原因となります。さらに、健康のみならず、飲酒運転、暴力、虐待、自殺などのさまざまな問題にも密接に関連しています。



問い合わせ 子育て・健康課 健康増進担当 ☎093・588・1235

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間 暴力を許さない社会を目指しましょう！

11月12日～25日は国の男女共同参画推進本部（内閣府男女共同参画が事務局）が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。

夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するもので、決して許されるものではありません。この機会に、DVやデートDVについて知り、暴力に悩む女性を生み出さない、暴力を許さない社会づくりに取り組みましょう。

DVとは

暴力を使って配偶者やパートナーを支配しようとする行為です。DVには、殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、子どもを利用した暴力なども含まれます。多くの場合、さまざまな形態の暴力が重なり、繰り返し、継続的に行われます。



デートDVとは

デートDVは付き合っている親しい関係のなかで起こる身体的、性的、精神的、経済的、社会的暴力などを言います。デートDVは大人だけの問題ではなく、中学生や高校生のあいだでも起こっています。



問い合わせ 総務課 人権・男女共同参画推進担当 ☎093・434・1958

あすばる男女共同参画
フォーラム2020視聴会

基調講演と前日祭のトーク
&ピアノ演奏のオンライン
配信を行います。

日 11月28日(土)13時～
※受付12時30分

場 三原文化会館大ホール
※託児の利用もできます。

定 20名

費 無料

申 11月20日(金)まで
※電話にて必ず事前申し込みをお願いします。

◆基調講演「国際的な視点
で女性と健康を考える」
講師：黒崎信子さん(外科
医・国境なき医師団日本元
会長・日本BPW連合会広
報委員長)

◆前日祭トーク&ピアノ演奏
「ラ・カンパネラ」挑戦は
いつからでもできる」

佐賀の海苔漁師 徳永義昭さ
んと神崎あすばるセンター
長との対談、ピアノ演奏

問 総務課
093・434・1958

苅田町青少年育成町民会議
では、手づくりマスク絆プ
ロジェクトを進めており、
マスクづくりをしていただ
けるボランティアを募集し
ています。興味のある方
ご参加をお待ちしています。

日 11月30日(日)午前10時～
場 三原文化会館大ホール

持 裁縫道具、定規(30cm程
度)、ハサミ、チャコペン(ま
たは濃いめの色鉛筆)、あれ
ばミン

費 無料

定 先着10名(新型コロナウイルス
対策のため・定員に
なり次第締切)

問 苅田町青少年育成町民会議
093・434・9838
(平日9時30分～15時30分)
メール tyouninkai@sc.
boj.jp

※経験者でマスクづくりを
手伝っていたただける方へ、
生地を配布しています。希
望する方は事務局へご連絡
ください。

ひとり親家庭の方対象
就業支援や養育費相談

①就業支援

日 随時受付(来所相談と
出張相談)

②養育費相談

電話相談(離婚協議中の方
もご相談ください)

日 ①(土)9時～17時、
毎週②と第1・3③(9時
～16時)

※養育費相談で弁護士のお
言が必要と判断した方に弁
護士相談クーポンを配布し
ます。

③講習会(調剤薬局事務・
資格習得)

期 令和3年1月15日(金)～
2月16日(土)のうち10日間
(9時30分～12時30分)

場 福岡県田川総合庁舎

定 12名(託児有)

費 無料(教材費等3000
円自己負担)

申 12月23日(水)まで

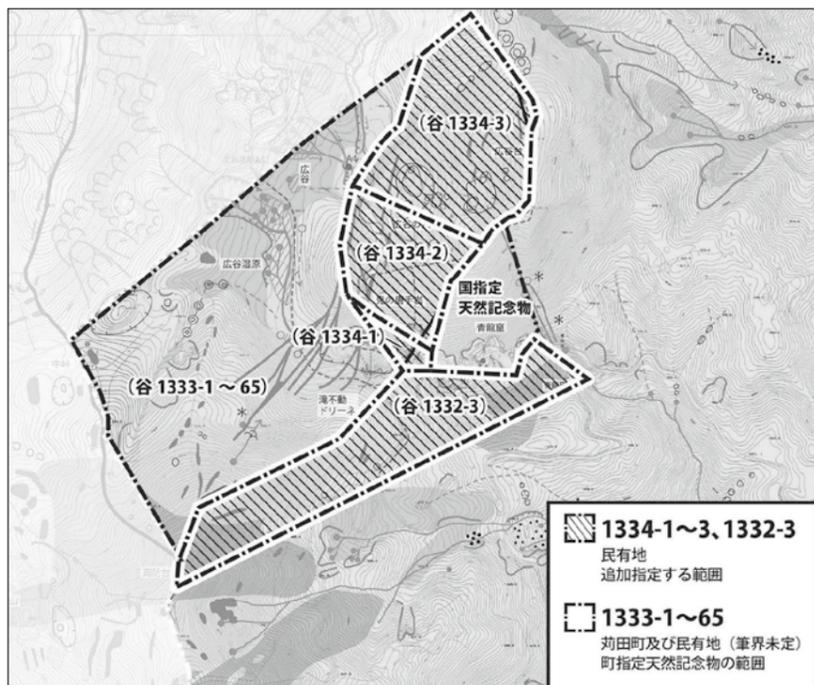
問 ひとり親サポートセン
ター
0948・21・0390

町指定天然記念物 広谷湿原の追加指定について

令和2年10月1日付け
で、町指定天然記念物広
谷湿原が追加指定されま
した。

今回追加指定となった場
所は、平成23年以降、
国指定天然記念物青龍窟
と町指定天然記念物広谷
湿原の保全・管理につ
いて委託している、苅田
町文化財保護審議会の浦
田委員の調査・報告によ
り、新たに広谷湿原の地
質・地形・水系の範囲が
判明した範囲となります。
土地所有者のご理解・同
意を得て、苅田町文化財
保護審議会の答申ののち、
広谷湿原の追加指定に至
りました。

まちの歴史担当は、今後も町にある貴重な文化財の保存・活用に取り組んでまいりますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



広谷湿原の特徴

青龍窟の西側に、福岡県唯一の湿原である広谷湿原があります。湿原の東側に「鬼の唐手岩」と呼ばれる花崗岩質の硬い岩があり、これがダムのように水をせき止めているため、湿原となっているものです。カルスト台地にある湿原は世界でも珍しく、絶滅危惧種であるトキソウやノハナショウブなどの貴重な植物を見ることができます。



ノハナショウブ

問い合わせ 生涯学習課 まちの歴史担当 ☎093・434・2212

町営住宅入居者募集 (城南団地 所在地：苅田町大字集2542番地)

間取り	構造	エレベーター	募集戸数	世帯区分	月収額別家賃
① 2K	中層耐火4階建て	無	2	単身不可・2名以上	6,000円～
② 2K	中層耐火4階建て	無	1	単身可・2名以上 ※その他条件あり	6,000円～
③ 2DK	中層耐火5階建て	有	1	単身用 ※障がい者手帳をお持ちの方	21,500円～
④ 2DK	中層耐火5階建て	有	2	一般用・単身不可・2名以上	20,900円～

※①②共益費：約4,000円・車庫証明不可 ③④共益費：約3,500円・駐車場使用料：2,000円 ①～④トイレ：水洗

申 11月11日(水)～11月20日(金)

時間：8時30分～17時15分(平日のみ)

場所：都市計画課(役場1階) ※公開抽選日は後日通知

持 本人確認書類、住民票(マイナンバー入り)、
所得証明、源泉徴収票、税の滞納がないことの
証明他、未使用ハガキ1枚、認印

※本人確認書類は、免許証・障がい者手帳など、
顔写真が付いているもの(いずれか1つ)

※顔写真がない場合は、本人確認できるものが2
種類必要です(例)健康保険証と年金手帳

資 ▶ 町内に3ヶ月以上在住、又は6ヶ月以上在職

▶ 現に住宅に困窮していることが明らかである方

▶ 月収額15万8千円以下(高齢者・障がい者世
帯・中学生以下の子どもがいる世帯21万4千円以下)
※月収額=世帯全員の年間総所得(申請者以外的人数×38万)÷12ヶ月

▶ 公営住宅法、苅田町営住宅管理条例等を遵守す
ることができる方

▶ 犬、猫などの飼育・預かり禁止

▶ 3ヶ月分の敷金と連帯保証人(1名)の印鑑登
録証明書及び所得証明書が必要

※町営住宅に暴力団員は入居できません

問い合わせ 都市計画課 ☎093・434・6521

コロナ禍でも 適切に医療機関を 受診しましょう



過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。

新型コロナウイルス感染症への感染を恐れて、医療機関への受診を控える傾向が強まっています。健康に不安や心配なところがある時は、かかりつけ医・かかりつけ歯科医に相談しながら健康や持病を管理しましょう。

コロナ禍でも持病の治療・健診などの健康管理は重要です

発熱、咳や腹痛などの症状は新型コロナウイルス感染症に限りません。それ以外の病気の可能性もあるため、必要な受診を控えると手遅れになることもあります。

自覚症状が現れにくい病気は少なくありません。現在症状がない方も、定期的に健診やがん検診を受けて、自分の身体を知ることが、健康維持への第一歩につながります。

持病がある方は、きちんと医療機関を受診しましょう。定期的に飲んでいる薬を切らすと、持病が悪化してしまうおそれがあります。リハビリも可能な範囲で継続することが大切です。

また、健康な生活のためには、お口の健康管理も重要です。定期的な管理が中断してしまうと、むし歯や歯周病が悪化するおそれがあります。

予防接種は、接種期間内にお早めにお済ませください

予防接種のタイミングは、感染症にかかりやすい年齢などをもとに決められています。赤ちゃんの予防接種は生後2か月頃から始まります。この時期から受け始めることは、お母さんからもらった免疫が減っていくときに感染症から赤ちゃんを守るために大切です。



妊婦健診・乳幼児健診は、専門職に相談できる機会です

妊婦健診は妊婦と胎児の健康のために大切です。乳幼児健診では子どもの健康状態を定期的に確認しましょう。妊娠・育児で分からないことや、悩んでいることについて話してみましょう。



感染防止にご理解・ご協力をお願いします

現在、福岡県では医療機関に感染防止対策の徹底をお願いしています。医療機関では、院内感染防止のガイドライン等に基づき、感染対策に取り組んでいます。町民の皆さんも、受診の前には体温を測定するなど、体調確認をお願いします。また、帰宅した際には、手洗いなどの感染対策をしっかりしましょう。

問い合わせ ▶ 子育て・健康課 健康増進担当 ☎093・588・1235